

## 新潟市地域コミュニティ協議会運営助成金交付等事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、新潟市地域コミュニティ協議会運営助成金（以下「助成金」という。）の交付に係る手続き等の事務の取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、助成金交付事務の適正な執行を図ることを目的とする。

### (助成対象経費)

第2条 新潟市地域コミュニティ協議会運営助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条に規定する助成対象経費の内訳のうち、運営事業に要する経費は、概ね別表のとおりとし、活動事業に要する経費は、新潟市地域活動補助金の補助対象経費を準用するものとし、食糧費の補助率については、別表のとおりとする。

### (要綱附則第3項に規定する当分の間)

第3条 要綱附則第3項に規定する当分の間とは、おおよそ3年を目安とする。

### (情報公開)

第4条 助成金の申請、交付に関する書類及び実績報告に関する書類は、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、法令等で公開できないとされているもの以外については、一般の閲覧に供するものとする。

2 情報の公表の方法等については、概ね次のとおりとする。

- (1) 内容 当該事業費の一部が新潟市の助成金に基づくものである旨を表示
- (2) 媒体 予算書、決算書、会報など

(その他の事項)

第5条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

経費項目	対象となる経費（例）	備考			
賃金	労働契約に基づく事務局員に対する賃金				
報償費	研修等講師に対する謝礼、ボランティアに対する謝礼等	役員手当は対象外。ただし、労働契約に基づかない事務作業に対する謝礼は対象とする			
旅費	視察研修等の旅費、研修等講師の招へい旅費、会議等の出席にかかる交通費実費等 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">           航空料金、新幹線料金             高速バス代             高速道路料金         </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">}</td> <td style="width: 45%; vertical-align: middle;">           領収書の添付             （各交通機関発行）         </td> </tr> </table> </div> レンタカー利用（レンタカー代+燃料代）  自家用車利用（単価の目安は22円/kmとします）  コミ協が規約等で規定する場合（1回500円以内）	航空料金、新幹線料金  高速バス代  高速道路料金	}	領収書の添付  （各交通機関発行）	
航空料金、新幹線料金  高速バス代  高速道路料金	}	領収書の添付  （各交通機関発行）			
消耗品費	1品3万円未満の物品（事務用品、コピー用紙などの消耗品）の購入費用				
燃料費	事務所等の暖房用燃料の購入費用	自動車用燃料は対象外			
食糧費	会議開催時の弁当・茶菓代等	助成金限度額の2/10以内  運営事業については、1回 1人500円以内  活動事業については、1事業 1人500円以内  アルコール類は対象外			
印刷製本費	会報・会議資料の印刷代、コピー代等				

光熱水費	事務所等の電気・ガス・水道料金	
通信費	郵便料金、電話料金、インターネット料金等	
賃借料	会議開催会場の使用料、事務用機器のリース料、 バスの借上げ料等	
備品購入費	1品3万円以上の物品（協議会の運営に不可欠な物品に限る。）の購入費用	
その他	上記以外で必要であると市長が認めたもの	

- ※ 食糧費について、運営事業及び活動事業における食糧費の合計額に対して助成限度額の2/10までを補助対象として扱います。
- ※ 運営事業費の食糧費について1回1人500円までを補助対象として扱います。
- ※ 活動事業費の食糧費について1事業1人500円までを補助対象として扱います。